3 明治期の公文書にみられる廻原1号墳

宮内庁書陵部 加藤 一郎

(1) はじめに

筆者は、廻原1号墳に関する記載のある明治期の公文書が存在することを宮内庁宮内公文書館および東京国立博物館資料館において確認した。ここでは、これらの公文書について紹介しておきたい。

(2) 公文書

① 宮内庁宮内公文書館所蔵資料

宮内庁宮内公文書館が所蔵する『諸陵寮公文書類件名録1 (明治)』(識別番号:40073) 内の「諸陵寮 明治四十二年 考証録 第一一號」として「島根縣八東郡朝酌村大字朝酌字廻原山林内ニ於テ發見ノ古墳ハ御陵墓ノ徴證ヲ認メス發掘品モ差出スニ及ハサル旨同縣へ指令ノ件(三月)」という件名が記載されている。

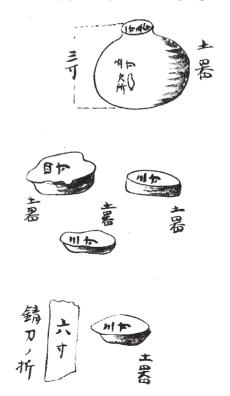
この公文書は『件名録』であり、一件書類の題名が記されているのみであることから、その内容については『諸陵寮 明治四十二年 考証録』にあたらなければならないのであるが、残念ながらこの簿冊は関東大震災時に焼失しており、内容を確認することができない。しかし、その件名からは、かつて廻原1号墳からの出土品が存在し、島根県から上申されていたことをうかがうことができる。

② 東京国立博物館所蔵資料

『諸陵寮 明治四十二年 考証録』は焼失してしまったとはいえ、1909 (明治 42) 年に諸陵寮が作成した『考証録』に記載があったということは、当時同じ宮内省の一部局であり諸陵寮と密接な関係にあった東京帝室博物館にも同様の書類が残されている可能性のあることが想定された。

まず、当時の出土品関係の公文書として広く知られている 東京国立博物館所蔵の『埋蔵物録』⁽¹⁾ にあたったが、廻原 1号墳に関する公文書は確認できなかった。

そこで、『埋蔵物録』だけでなく出土品に関する東京国立博物館所蔵公文書の情報を網羅している本村豪章氏の論考「古墳時代の基礎研究稿―資料篇(I)―」〔本村 1981〕にあたったところ、島根県の第1号として廻原1号墳に関する情報を確認することができた。それによれば、1906(明治39)年10月に長さ1.5 m、幅0.9 mの石槨から坏4点、壺1点、鉄刀1点、人骨が出土しており、出土品は諸陵寮や東京帝室博物館によって買い上げられることはなく、地元において保管されたことがうかがえる〔本村1981:pp.100-101〕。



第40図 『埋蔵物処分合議写』に 描かれた廻原1号墳出土品

したがって、本村氏が何の資料に依拠してこの情報を提示したのかが問題となるが、残念ながら依 拠資料が示されておらず、探索は手詰まり状態であった。

しかし、筆者が最近関心をもっている研究対象の一つが明治・大正期の出土品に関する公文書であったこともあり $^{(2)}$ 、東京国立博物館が所蔵する『埋蔵物録』以外の公文書を丹念に精査していったところ、上述の本村氏が示した廻原 1 号墳に関する情報の依拠資料と思われる公文書をみいだすことができた。また、その公文書は焼失してしまった『諸陵寮 明治四十二年 考証録』とも対応するものと推測された。よって、以下にその内容を示し、廻原 1 号墳を理解するうえでの一助としたい。

その公文書は『埋蔵物処分合議写』⁽³⁾(館資 1488) という簿冊に収められているものである(マイクロフィルムの 252 ~ 257 コマ)。この廻原 1 号墳に関する一件書類は、綴順で以下に示す四つの書類から構成されている。

- ①明治42年3月15日立案 「古墳處分伺之件」宮内省から島根県あて
- ②明治42年3月10日付け 「無題」東京帝室博物館から諸陵寮あて
- ③明治42年3月9日付け 「無題」諸陵寮から東京帝室博物館あて
- ④明治42年3月1日付け 「埋蔵物発見ニ付通知之件」島根県から宮内省あて

この四つの書類の内容について時系列を追って整理すると、④の島根県から宮内省あての埋蔵物発見の報告(出土品の絵図付属〔第40図〕)を受けて、宮内省ではまず、出土品の買上げ希望の有無について諸陵寮から東京帝室博物館へ照会があり(③)、これを受けて東京帝室博物館は②により不要の旨を諸陵寮に回答している。その後、宮内省は①によって発見の古墳は陵墓の徴候が認められず、出土品は差し出す必要がない旨を島根県に通知する、という内容になっている。

このなかで廻原1号墳に関する情報として重要と思われるのは④に記載されている情報である。④は島根県からの廻原1号墳に関する報告であり、1906 (明治39)年10月に樹木を伐採していたところ、石材が露出し、その中から人骨、刀片数点、素焼きで内外面が黒色の土器5点の出土したことが記され、その絵図も付属している(第40図)。絵図をみるかぎり、刀は細片であり、どのような形式のものであったのかは不明である。また、素焼きで内外面が黒色とされる土器についても、絵図の情報だけでは黒色土器であるのかといった点やその製作時期などを解明するまでには至らない。したがって、これらの土器が廻原1号墳の築造時に伴うものであるのかも不明である。

また、これらの出土品については現地に放置された旨が④に記載されているが、今回の発掘調査に おいてこれらの遺物が確認されることはなかった。このことから、1906 (明治 39) 年以降にも廻原 1号墳の埋葬施設に手がくわえられることがあったものと推測される。

なお、参考として以下に①~④の翻刻を記しておく。

①の翻刻

古墳處分伺之件

島根縣下八東郡朝酌村大字朝酌字廻原ニ於テ古墳發見ノ趣報告ニ付取調候處、右場所ハ御陵墓ノ見込無之、且發掘品ノ儀モ東京帝室博物館ニ於テ入用無之趣ニ付、左案ノ通リ御指令相成可然哉此段相伺候也。

案

島根県

明治四十二年三月一日附朝警第五七号報告、八東郡朝酌村大字朝酌字廻原山林内ニ於テ發見ノ古墳ハ、 陵墓ノ徴證ヲ認メス、且發堀ノ古器物ハ差出スニ及ハス。 明治四十二年 月 日

宮内省」

(2)の翻刻

「御打合相成候島根縣下發掘品ハ入用無之条可官取計相申上候也。

明治四十二年三月十日

東京帝室博物館

諸陵寮御中」

③の翻刻

「島根縣下八東郡朝酌村大字朝酌ニ於テ別帋之通リ古墳發掘之趣報告有之、右發掘之古器物ニ對シ御 入用之有無致承知度此段及御打合候也。

明治四拾弐年三月九日

諸陵寮

東京帝室博物館御中

4)の翻刻

「乾警第五七號

埋蔵物発見二付通知之件

島根縣八束郡朝酌村大字朝酌

吉岡 仙次郎

右者、明治三十九年十月日不詳縣下八東郡朝酌村大字朝酌字廻原中村幸衛門所有ノ仝字ニアル山林ニ 於テ樹木伐採中、土中ニ石材ノ露出セルヲ以テ發掘シタル處、口経方三尺奥行五尺ノ石櫃ニシテ其内 ニハ人类ノ白骨壱ケ、錆朽チタル刀片数個、及素焼ニシテ内外共黒色ヲ帯ヒタル土器五ケアルヲ發見 シ、白骨ハ土砂ヲ以テ埋メ、土器等ハ現場ニ放置致居候。而シテ右發掘之場所ハ別ニロ碑其他徴證ト ナルベキ事項無之、只地方民ハ尼子之臣ノ戦死セシ遺蹟ナリト評シ居ル候、右ハ其当時發掘人ニ於テ 直ニ届ケ出ツベキノ處、法規不了解ヨリ是レ迠其手續ヲナサザリシ次第ニ有之候条御了知相成度、尚 素焼容器ノ品質形状等別紙之通リニ候条此段及通知候也。

明治四拾弐年三月一日

島根縣

宮内省

御中」

4)の付箋

「本件ハ御貴寮御主管ト認候ニ付及御転送候也

三月五日

東京帝室博物館

諸陵寮御中」

④の付図 (第40図参照)

③ 小 結

上でみてきた公文書によれば、1906 (明治 39) 年に廻原1号墳が発掘されて人骨、刀片、土器の出土したことが、1909 (明治 42) 年になって島根県から宮内省へ上申されたことがわかる。これらの出土品は現地に放置されたということであり、現在その所在は不明である。なお、今回の発掘調査においても該当するような遺物は確認されなかった。

(3)新聞記事

ここでは上記の公文書に対応する新聞記事について参照しておきたい(記事の詳細については下記の翻刻を参照されたい)。この新聞記事は1909(明治42)年1月10日の山陰新聞第7279号に掲載されたものであり、公文書の内容と対応させていくと興味ぶかい内容を示している点がある。

この記事によれば、廻原 1 号墳の発掘は吉岡仙次郎の談話にもとづくと 1907 (明治 40) 年の春頃に隣人の吉岡治之助および吉岡林太郎らがおこない、1.8 mに近い体格の人骨、刀剣の破片、土器が出土したという。そして、この件が明るみになったのは、治之助の父である藤太郎が病に罹り、祈祷をうけたところ、発掘した人骨の祟りである旨を指摘されたことから、もとのように埋めて茂壽大明神として祀ったところ病が快復し、その噂(迷信)をきいた者たちが多く集まったため巡査が臨検したことによるらしい (4)。

上記の内容と公文書を対比させると、いくつかの相違点や新知見を確認できる。まず、発掘年が公文書では1906 (明治39) 年10月頃となっているのに対して、新聞記事では1907 (明治40) 年春頃となっているが、これはこの件が発覚した1909 (明治42) 年より数年前ということでは共通しており、それほど深刻な相違ではない。また、廻原1号墳の発掘は公文書に名前が記載された吉岡仙次郎ではなく吉岡治之助および林太郎ら (仙次郎とは親族関係か)が主導したようで、公文書の内容とは異なる。また、人骨は遺存状態が良好であったようで、その全長 (約1.8 m) が判明するとともに、発掘から数年のちにそれが明るみとなった経緯を知ることができるという点で重要といえる。発掘後にこのような事態とならなければ、島根県から宮内省へ上申されることはなかったのではなかろうか。

なお、以下に新聞記事の翻刻を記しておく (原文のルビは原則として削除した)。

「石櫃を發堀す―又々迷信者のお参り―

八東郡朝酌村大字朝酌字廻原と稱する原野に於て石櫃を發掘せるものあり。各年12月下旬より迷信家の集まる者、日に多きを加ふるに、全村上野駐在巡査は現場に臨検し取調ふる處あり。該所は吉岡仙次郎居宅を距る所の北、白羅山の麓にて發掘せる石櫃は口徑方三尺にして奥部は埋没し、前面注連を張り、香花及餅菓子、果實等の供物堆積しあり。窟内には刀劍の鞘の朽ちたるもの數個あり。最寄の仙次郎に就き尋ねしに同人の談に、去る四十年春頃、隣人吉岡治之助および吉岡林太郎等之を發堀し、石櫃の中を檢めしに、偉大なる人類の骸骨あり、周圍には土器および刀劍の鞘片あり。試に骸骨を綴合すれば約六尺に近き男子の骨格なり。其儘に日を過す中、治之助父、藤太郎不闘病に罹り、當市奥谷邊の祈禱師に付き、祈禱を受けしが、其際、右、骸骨の祟りなるに付、故の如く埋め、茂壽大明神となして標札を建て祭祀をなさば全癒すべし、との事に、歸宅後、早速教への如くなして病気癒へたるを、一人聞き二人傳へて斯くの始末と解りたるに依り、無論相當の取締あるべきなるが、尚其附近に於て地面上點々高起の個所二三あり、何れも皆石櫃の埋没せるもとならんとの事にて、現に前期の場所より約一町の南方にも一個の石櫃あるを發見したり。其構造は甚た緻密なるものにて切石にて畳みあり、口徑は矢張、方三尺位にて奥室は凡そ一坪以上もありと。因みに白羅山は往昔、尼子の支城にして臣原田左衛門の守備せる所、毛利の爲に落城せしものなれば、同地は古戦場として古墳、石櫃其他考証すべき物、多々あるべき見込なりと。」

(4) まとめ

上でみてきたように、廻原1号墳に関する明治期の公文書が宮内庁宮内公文書館および東京国立博物館に存在することを紹介した。これらの公文書によれば、1906(明治39)年に廻原1号墳が発掘され、人骨、刀片、土器の出土したことが確認されるものの、これらの出土品は現地に放置されたということであり、現在その所在は不明である。また、今回の発掘調査においても該当するような遺物は確認されなかった。

なお、これは廻原1号墳にかかわるわけではないが、今回の実例から1909 (明治42) 年当時の出土品に関する実際の事務手続きの流れをうかがうことができるという点は重要である。当時の法体系では、古墳関係や学術技芸もしくは考古の資料に供すべき埋蔵物を発見した際には地方庁から宮内省へ通知すべきことが定められており〔東京国立博物館(編)1973:p.266〕、本件もそれに則して処理されたものと考えられる。そのなかで、宮内省内の所掌部署として諸陵寮と東京帝室博物館が存在するわけであるが、本件では④の付箋にみられるように、当初は宮内省内の東京帝室博物館に島根県からの上申が送付されながら、本件は諸陵寮が主管する事務内容であることから東京帝室博物館から諸陵寮へ転送されていることが確認できる。こうした、宮内省内での受け入れ体制やその区分について、今後も実際の事例検討を積み重ねたうえで復元していくことがもとめられよう。

今回みてきたように、古くから知られる古墳やその出土品については宮内庁宮内公文書館あるいは 東京国立博物館に関連する公文書が所蔵されている可能性がある。しかし、これらの公文書について は、『埋蔵物録』を除いて、その概要を把握することもままならないというのが現状であり、まずは 件名目録を作成し、照会することが可能な状況までもっていくことが当面の課題といえる。現在、微 力ながらそうした作業をおこなっているところである。

このように、まだその基盤が整備されていない状況であるものの、地方史の編纂や既掘品の再整理報告といった事業がなされる際には、該当する公文書の有無についても目を配っておく必要がありそうである。本稿がそうした点について多少の注意喚起になるとすれば幸いである。

なお、このような公文書だけでなく同時期の新聞記事も重要な知見となることは以前にも示したことがあるが [加藤 2015]、今回あらためてその重要性を認識できた。両者で相違点があった場合、どちらを信用すべきかは決しがたい点があるものの、その真偽は別にして新聞記事のほうがより生々しい情報を含む場合が多いようである。

また、今回の事例からもうかがえるように、当時の法体系で報告が義務づけられていたにもかかわらず、発見時に地方庁から中央庁へ報告されないような事例は他地域でも散見される。こうした埋蔵物に関する当時の意識について実際の事例を蓄積していくことは重要といえるが、このようないわば地方庁にとって「都合の悪い」情報が公文書に記載されることは考えがたく、そうした点でも可能な限り新聞などの他資料も含めた多角的な検討が必要であると実感する。

なお、今回取り上げたものに対応する公文書が島根県側にも存在する可能性が考えられるものの、 筆者の怠慢によりそこまでは調査ができていない。この点についてはご容赦願いたい。

謝 辞

公文書の翻刻にあたっては、福尾正彦氏、有馬 伸氏よりご教示賜り、資料の閲覧および掲載については 東京国立博物館資料館および宮内庁宮内公文書館よりご高配賜った。末筆ながら記して謝意を表したい。

註

- (1) 『埋蔵物録』に所収されている件名やその成立については時枝務氏の論考が詳しい [時枝 2001]。また、『埋蔵物録』にもとづく論考も多くみられるが [穴沢 2005、河内 2013、渡辺 2013a・2013b など]、明治・大正期の出土品に関する公文書が『埋蔵物録』のみではないという点に注意が必要である。
- (2) その成果というほどでもないが、公文書の情報と新聞による報道との対比や諸陵寮と東京帝室博物館の官制と出土品の取扱いに関する変遷についてまとめたことがある[加藤 2015、加藤・有馬 2015]。
- (3) 『埋蔵物処分合議写』という簿冊の性格については、地方庁から宮内省あてに埋蔵物発見の通知が上申されたものの、諸陵寮と東京帝室博物館のどちらも買上げ不要と判断した出土品に関する書類を収めたものと推測される。なお、そのなかでも1906(明治39)~1914(大正3)年にかけての時期のもののようである。また、廻原1号墳に関する一件書類ではすべて東京帝室博物館の罫紙がもちいられており、少なくとも島根県や諸陵寮からの文書については本書ではなく写しであることがわかる。このことは簿冊名に「写」と付されていることからも首肯される。
- (4) 古墳に噂(迷信)を信じた者たちが集まったのは、病が治癒したことにあやかろうとしたのかそれとも祟りを畏れたためなのか記事からは断定できない。

引用文献

- 穴沢咊光 2005「群馬県佐波郡玉村町下茂木オトカ塚古墳の出土遺物および関係文書について」『史学』第74巻 第1・2号 三田史学会 pp.1-38
- 加藤一郎 2015「前期倭鏡における同一紋様鏡の一例—伝持田古墳群および富高 2 号墳出土鏡と公文書について 一」『研究紀要』第 11 号 宮崎県立西都原考古博物館 pp. 15-30
- 加藤一郎・有馬 伸 2015「北山古墳関係公文書と三角縁神獣鏡について」『元稲荷古墳の研究』向日市埋蔵文 化財センター pp. 219-243
- 河内一浩 2013「『埋蔵物録』からみた玉手山の古墳調査」『柏原市立歴史資料館館報』25 柏原市立歴史資料館 pp. 43-51
- 東京国立博物館(編) 1973『東京国立博物館百年史』資料編 東京国立博物館
- 時枝 務 2001「近代国家と考古学―「埋蔵物録」の考古学史的研究―」『東京国立博物館紀要』第 36 号 東京 国立博物館 pp. 77-257
- 本村豪章 1981「古墳時代の基礎研究稿—資料篇(I)—」『東京国立博物館紀要』第 16 号 東京国立博物館 pp. 9-197
- 渡辺貞幸 2013a「政府に報告された市内発見の古墳―『埋蔵物録』にみる松江の近代考古学―」『松江市史研究』 4号 松江市歴史叢書6 松江市教育委員会 pp. 1-16
- 渡辺貞幸 2013b「政府に報告された出雲市の遺跡―『埋蔵物録』にみる出雲市域の近代考古学―」『出雲弥生の森博物館研究紀要』第3集 出雲弥生の森博物館 pp. 16-28

挿図出典

第40図 東京国立博物館所蔵『埋蔵物処分合議写』(館資1488)より(同館資料館にて頒布を受け、掲載については了承済)